

令和6年度静岡市保健所運営協議会

日 時：令和6年12月3日（火）19:15～20:45

場 所：城東保健福祉エリア

保健福祉複合棟3階 第1・2研修室

次 第

1 開会

2 保健所長あいさつ

3 議事

（1）令和5年度事業報告

（2）令和6年度新規事業等報告

（3）その他

4 閉会

静岡市保健所運営協議会委員名簿 (R5.7.1～R7.6.30)

(順不同、敬称略)

1	一般社団法人静岡市静岡医師会	理事	鈴木 泉
2	一般社団法人静岡市清水医師会	副会長	吉永 治彦
3	静岡市公的病院協議会	会長	小野寺 知哉
4	一般社団法人静岡市静岡歯科医師会	会長	清水 寿哉
5	一般社団法人静岡市清水歯科医師会	副会長	望月 亮
6	一般社団法人静岡市薬剤師会	副会長	小長谷 晋吾
7	清水薬剤師会	理事	吉永 陽子
8	静岡市獣医師会		早馬 正人
9	公益社団法人静岡県看護協会	静岡地区支部長	岩崎 厚子
10	静岡市食品衛生協会	会長	柴山 馨
11	静岡市生活衛生協会	会長	鈴木 晴久
12	静岡県立大学 看護学部	教授	畑中 純子

※R6.3.31付け庵原医師会解散に伴う名簿修正済み

No	所 属	役 職	氏 名
1	保健所	所長	田中 一成
2	保健所総務課	参与兼課長	原田 康弘
3		参事兼課長補佐兼管理係長	松田 理恵子
4		主幹兼疾病対策係長	古荘 勝浩
5	感染症対策課	課長	窪田 貢介
6		課長補佐兼予防接種係長	小長井 好美
7		結核・感染症係副主幹	前島 小津江
8	生活衛生課	課長	海野 将利
9		参事兼課長補佐兼医療安全対策係長	中野 昌枝
10		生活衛生係長	渡邊 由佳
11	食品衛生課	課長	山本 秀樹
12		課長補佐兼広域専門監査係長	中川 美乃里
13		営業指導係長	富田 敦子
14		監査検査係長	高橋 直人
15	精神保健福祉課	参与兼課長	松田 毅
16		課長補佐兼相談支援係長	前林 勝弥
17		企画係長	三浦 貴史
18	清水支所	所長	松田 育男
19		所長補佐兼疾病対策係長	豊島 猛正
20		生活衛生係長	稲葉 彰乃

令和6年度 静岡市保健所運営協議会資料

【目次】

1 令和5年度事業報告

保健所総務課(旧保健予防課)	……P1
感染症対策課(旧保健予防課)	……P2～3
生活衛生課	……P4～5
食品衛生課	……P6
精神保健福祉課	……P7～8

2 令和6年度新規事業等報告

保健所総務課	……P9
感染症対策課	……P10～16
生活衛生課	……P17
食品衛生課	……P18
精神保健福祉課	……P19～20

令和5年度主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

1 医療給付事業(保健所総務課・保健所清水支所)

(1) 自立支援医療費(育成医療)支給事業

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童等の医療費を助成し、障がいの軽減又は除去を図った。

支給決定実人員 10人(15人) 医療費支給件数 54件(79件)

(2) 小児慢性特定疾病医療費給付事業

児童福祉法に基づき、慢性疾病にかかり長期にわたって療養を必要とする児童の医療費を助成し、児童の健全な育成を図った。

支給決定実人員 535人(546人) 医療費給付件数 8,302件(8,496件)

(3) 未熟児養育医療費給付事業

母子保健法に基づき、出生時の体重が2,000g以下又は未熟児性を有する乳児の入院医療費等を全額助成し、乳児の健康の保持及び増進を図った。

支給決定実人員 125人(120人) 医療費給付件数 288件(311件)

2 難病対策事業(保健所総務課・保健所清水支所)

(1) 指定難病医療費給付事業

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者の医療費を助成することにより、対象患者の良質かつ適切な医療の確保を図った。

支給決定実人員 5,324人(5,134人) 医療費給付件数 69,453件(69,188件)

(2) 難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等の居宅療養生活を支援し、難病対策の推進を図った。

ホームヘルパー養成研修事業

15人(19人)

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

要支援難病患者に対する訪問相談事業や難病医療相談会を実施した。

訪問相談事業	難病医療相談会	在宅療養支援計画策定評価委員会
延71人(延85人)	3回(3回)	3回(3回)

(4) 難病患者介護家族リフレッシュ事業

在宅で人工呼吸器を使用又は気管切開を伴い頻繁に吸引を必要とする難病患者等を介護する家族を対象に、「在宅支援事業」を実施し、介護負担の軽減や介護力の回復につなげた。

事業実施件数	利用人数
7件(19件)	1人(3人)

(5) 難病相談支援センター事業

市民の難病に対する理解を深めるとともに、難病患者及びその家族等の相談、交流活動、就労の支援を行い、難病患者及びその家族の療養生活の質の向上を図った。

相談件数 274件(191件)

令和5年度 主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

1 結核予防対策事業(感染症対策課)

定期外結核健康診断

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、患者家族及び接触者に対する定期外健康診断を実施した。

単位:件

ツ反検査	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	IGRA検査
4(1)	0(0)	23(75)	2(3)	184(363)

2 結核患者等医療扶助費(感染症対策課)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、医療費の公費負担を実施し、結核患者等の経済的負担の軽減を図った。

支給決定実件数 129件(131件) 医療費給付件数 647件(767件)

3 感染症予防事業(感染症対策課)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、患者の病原体検査等を実施し、感染症のまん延防止を図った。

(1) 感染症の発生状況

単位:人

区 分	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症 (全数把握分)	新型インフルエンザ等感染症
人 数	0(0)	85(63)	10(14)	23(17)	167(94)	※1,104(148,712)
疾 患 名		結核	腸管出血性大腸菌感染症	レジオネラ症 E型肝炎 日本紅斑熱	梅毒 侵襲性肺炎球菌感染症等	新型コロナウイルス感染症(R5.5.7まで)

(2) 病原体検査 (単位:件)

検査件数
608(337,858)

4 エイズ・性感染症予防事業(感染症対策課)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所での相談事業及び無料の血液検査並びに中学生等対象の予防講座を実施し、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及と市民の不安解消を図った。

(1) 相談及び検査

相談件数	検査件数
25件(100件)	338人(183人)

(相談件数には、電話による相談を含む。)

(2) エイズ・性感染症予防講座

回数	受講者数
12回(12回)	12人(12人)

5 風しん抗体検査事業(感染症対策課)

妊娠を希望する女性やそのパートナー、妊婦の同居家族及び緊急風しん対策対象者(S37.4.2からS54.4.1までに生まれた男性)に風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い者に予防接種を促すことにより、先天性風しん症候群の発生防止を図った。

検査件数
825人(711人)

令和5年度 主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

6 各種予防接種事業（感染症対策課）

予防接種法に基づき、予防接種を実施し、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止を図った。

(1) 子ども等を対象とする各種予防接種

単位:件

区分	MR	四種混合	二種混合 (第2期)	BCG	日本脳炎	ヒブ	小児用 肺炎球菌
接種件数	8,361 (8,834)	15,904 (15,736)	4,120 (4,342)	3,703 (3,965)	20,913 (22,952)	14,668 (15,806)	14,704 (15,795)
区分	ヒトパピローマ ウイルス (HPV)	水痘	B型肝炎	ロタウイルス	風しん 第5期	CRS	中止予診
接種件数	9,679 (7,577)	7,589 (7,762)	10,947 (11,813)	9,111 (9,774)	48 (285)	977 (1,034)	383 (300)

(2) 高齢者等を対象とする各種予防接種

単位:件

区分	高齢者イン フルエンザ	高齢者 肺炎球菌	中止予診
接種件数	115,655 (120,583)	5,853 (4,299)	126 (99)

7 新型コロナウイルス感染症対策事業（感染症対策課）

新型コロナウイルス感染症の予防及び、まん延防止を図りため、発熱等受診相談センターを解説するとともに、市民が確実にワクチンを接種できるよう、医療機関・集団接種会場の確保、ワクチン予約支援等実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」となっていたが、令和5年5月8日から「5類感染症」に変更になった。

(1) 新型コロナウイルス感染症発熱等受診相談センター等支援事業 対応件数 12,331件(47,785件)

(2) 新型コロナウイルス感染症行政検査自己負担額助成事業 実施件数 40,341件(334,485件)

(3) 感染症患者医療扶助事業 実施件数 1,610件(5,328件)

(4) 新型コロナウイルス感染症患者等搬送事業 委託搬送件数 11件(1,990件)

(5) 在宅ドクターサポート事業 実施件数 陽性者 88件(24,939件)

濃厚接触者 0件(6,432件)

(6) 発熱専門外来等緊急確保事業 受診者数 (5,745人) R4年度まで

(7) 予防接種事業

個別接種 最大296の市内の医療機関

集団接種 最大10会場(中山間地での巡回接種(4会場)を含む)

(8) ワクチン接種予約支援事業

支援場所 最大6会場

(9) 新型コロナウイルスワクチン接種状況

対象年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	5,597	1,410,493	727,356	274,816

令和5年度 主 要 事 業 の 概 要 (かっこ内は令和4年度実績)

1 生活衛生監視指導事業(生活衛生課・保健所清水支所)

生活衛生関係諸法令に基づき、営業許認可及び施設の監視指導を行い、市民生活における衛生的環境の確保を図った。また、家庭用品の試買検査を実施し、安全の確保を図った。

(1) 生活衛生監視指導事業

① 営業六法関係新規許可件数及び監視指導件数

区 分	施 設 数	新規許可件数	監視指導件数
旅 館 業	231(228)	13(9)	176(168)
興 行 場	42(42)	1(2)	17(12)
公 衆 浴 場	105(106)	4(9)	66(128)
理 容 所	696(703)	7(7)	6(34)
美 容 所	1,688(1,655)	85(78)	118(258)
クリーニング所	333(341)	2(1)	9(22)
合 計	3,095(3,075)	112(106)	392(622)

② その他関係施設監視指導件数

区 分	施 設 数	監視指導件数
水 道 施 設	3,300(3,299)	146(136)
特 定 建 築 物	310(307)	18[297 [※]] (17[288 [※]])
建築物衛生管理業	186(191)	52(33)
化製場等関係施設	23(22)	4(12)
温泉等関係施設	84(87)	49(47)
墓地埋葬等施設	841(840)	5(18)
プ ー ル 施 設	47(39)	28(16)
そ の 他	—	36(82)
合 計	4,791(4,785)	338(361)

※施設の衛生管理状況について、市内特定建築物に対し報告を求め回答があった件数

(2) 家庭用品安全対策事業

	試験項目	検査件数	違反件数
生後24ヶ月以内の乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	45(47)	0(1)
ま っ 毛 用 接 着 剤	ホルムアルデヒド	5(5)	0(0)
住 宅 用 及 び 家 庭 用 洗 浄 剤	酸、アルカリ、容器試験	5(5)	0(0)
家 庭 用 エ ア ゾ ル 製 品	メタノール、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン	5(5)	0(0)
家 庭 用 毛 糸	ディルドリン	5(5)	0(0)
合 計		65(67)	0(1)

(3) そ族昆虫相談事業(生活衛生課・保健所清水支所)

そ族昆虫相談件数

区 分	相談件数
衛 生 害 虫	91(154)
ね ず み	19(21)
そ の 他	4(13)
同 定 ※	1(1)
合 計	115(189)

※生物の種名を調べること

(4) スズメバチ対策(スズメバチの巣の駆除件数)

件 数	806(960)
-----	----------

令和5年度 主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

2 保健衛生統計調査(生活衛生課)

国からの依頼で各種統計調査を実施した。

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| (1) 国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査 | (5) 衛生行政報告例 |
| (2) 人口動態調査 | (6) 医療施設動態調査、医療施設静態調査 |
| (3) 病院報告(患者票) | (7) 患者調査 |
| (4) 地域保健・健康増進事業報告 | (8) 受療行動調査 |

3 災害時医療対策事業(生活衛生課)

災害時の救護所に備蓄した医療用セットの更新を実施し、大規模な地震災害から市民の生命を守り、健康被害を軽減するための備えを図った。

区 分	救護所等数	更新箇所数	内 容
葵区・駿河区	61(61)	61(61)	救護所等52セット、山間地診療所4セット、コミュニティ防災センター5セット
清水区	29(29)	29(29)	救護所等27セット、医療資器材設置箇所2セット

4 医務薬務指導事業(生活衛生課・保健所清水支所)

医療法・医薬品医療機器法等に基づき、医療施設・薬局・医薬品販売業等の監視指導を実施し、保健衛生の向上や医薬品等の品質確保を図った。

(1) 医務関係施設数及び監視指導件数

区 分	施 設 数	監視件数
病 院	27(27)	27(27)
一 般 診 療 所	568(562)	136(49)
歯 科 診 療 所	349(354)	79(17)
助 産 所	35(32)	1(2)
歯 科 技 工 所	143(146)	1(3)
施 術 所	849(851)	23(27)
衛 生 検 査 所	7(8)	4(4)
合 計	1,978(1,980)	271(129)

(2) 薬機法等関係施設数及び監視指導件数

区 分	施 設 数	監視件数
薬 局	414(412)	204(114)
薬局医薬品製造業等	68(76)	12(30)
医薬品販売業	254(262)	134(77)
医薬品製造業等	19(18)	県が監視
高度管理医療機器販売業等	850(837)	261(233)
管理医療機器販売業等	3,192(3,169)	540(151)
医療機器製造業・修理業等	86(83)	県が監視
再生医療等製品販売業	7(8)	1(3)
医薬部外品・化粧品等販売業	57(61)	180(159)※
毒物劇物販売業	421(433)	117(78)
毒物劇物製造業等	26(26)	8(6)
毒物劇物業務上取扱者(要届出)	25(26)	3(1)
毒物劇物業務上取扱者(その他)	—	1(0)
特定毒物研究者等	9(9)	1(0)
合 計	5,428(5,420)	1,462(852)

「—」届出義務がないため未把握

「※」業務上取扱者を含む

5 医療安全支援センター事業(生活衛生課)

医療法に基づき設置している医療安全支援センター(ほっとはあと)では、医療に関する患者・住民の相談に対し、助言や情報提供等を行った。

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 医療安全支援センター業務(相談件数) 1,788 件(1,741件) | (4) 相談窓口担当職員情報交換会 1 回(1 回) |
| (2) 医療安全推進協議会 2 回(2 回) | (5) 市民出前講座 4 回(4 回) |
| (3) 医療従事者向け研修会 3 回(1 回) | |

令和5年度 主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

1 食品衛生監視指導事業（食品衛生課・保健所清水支所）

食品衛生法に基づき、飲食店、各種食品製造、販売業等の監視指導及び営業許可、食品の収去検査等を実施した。

(1) 食品関係営業許可及び監視指導件数

(件)

区分	新規許可件数		改正法移行件数		監視指導件数	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
飲食店・喫茶店	935	965	1,042	1,094	1,798	1,545
販売業	11	16	60	58	1,399	1,790
製造業等	222	225	248	194	769	656
許可対象外施設	—	—	—	—	2,207	4,454
合計	1,168	1,206	1,350	1,346	6,173	8,445

(2) 食品検査及び現場検査等件数

(検体)

区分	令和5年度	令和4年度
細菌検査	183	241
化学検査	112	137
現場検査	1,051	679
合計	1,346	1,057

2 食の安全対策推進事業（食品衛生課）

食品安全基本法に基づき、食品の安全を確保するため、生産者及び消費者等を対象に情報提供、教育等の事業を庁内各課が連携して実施した。

事業名	内容	人数等	
		令和5年度	令和4年度
食の安全教室	小学校及び特別支援学校の児童・生徒並びにその保護者を対象に、食中毒の予防、食品表示、健康食品などについて学習する。	16回 840人	5回 143人
食の安全・安心 リスクコミュニケーション	一般市民を対象に、食品表示・添加物・健康食品等のテーマについて、関係課・関係機関の職員による講義とともに、参加者相互の意見交換を行い、食の安全確保に関する理解を高める。	17回 269人	26回 270人
食の安全・安心意見交換会	静岡市食の安全・安心アクションプランの策定のため、外部有識者等の意見を聴くとともに、食の安全・安心に関するテーマについて意見交換を行う。	2回	2回
食の安全・安心ホームページ	インターネットを通じて、食の安全対策推進事業の市民への周知及び食の安全・安心に関する情報や正しい知識の提供を図る。	アクセス数 32,855件	アクセス数 39,958件

3 栄養成分表示促進事業（食品衛生課）

健康増進と生活習慣病予防の観点から、栄養に関する各種の情報を提供し、望ましい食生活実践を推進した。

	令和5年度	令和4年度
栄養成分表示店舗数	178店	181店
パンフレット作成	4,000部（令和6年3月作成）	4,000部（令和5年3月作成）

表示協力店の情報は食の安全・安心ホームページへ掲載している。（年度ごと更新）

令和5年度主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

1 精神障害者の医療及び保護（精神保健福祉課）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の医療及び保護に必要な事業を実施した。

件 名	件 数	件 名	件 数
診察及び保護の申請(法第22条)	2(0)	医療保護入院の退院届	790(780)
警察官等による通報(法第23条、24条、25条、26条、26条の2、26条の3、27条第2項)	129(187)	定期病状報告(措置入院)	16(11)
		定期病状報告(医療保護入院)	229(218)
市長による措置入院件数	28(46)	県立精神科病院	3(2) 病院
仮退院届	1(1)	指定病院	3(3) 病院
入院措置の解除	33(49)	応急入院指定病院	4(4) 病院
医療保護入院の入院届(法第33条第1項)	819(787)	精神保健指定医	95(93)
応急入院届	17(16)	市長による医療保護入院の同意	26(16)

2 精神科病院実地指導等（精神保健福祉課）

精神科病院入院中の精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療を確保するため実地審査等を実施した。

- (1) 精神科病院実地指導及び実地審査 7(6) 病院実施
- (2) 措置入院者病状実地審査 11(19) 件実施
- (3) 退院等の請求に係る措置
 退院請求に基づく退院命令件数 0(0) 件
 退院請求に基づく措置入院解除件数 4(0) 件
 処遇改善請求に係る処遇改善命令 1(0) 件
- (4) 精神科病院からの事故報告 10(3) 件

3 措置入院費・自立支援医療(精神通院医療)費の扶助、入院医療費助成、重度心身障害者(児)医療費助成（精神保健福祉課）

- (1) 市長の措置による入院の費用を支払うとともに、精神障害者及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療費(精神通院医療)の支給を行った。また、精神科病院への入院医療費の助成、重度心身障害者(児)医療費の助成を行った。

件 名	件 数
措置入院費支払い	181(187)
自立支援医療費の支給	12,226(11,687)
入院医療費助成	2,993(3,095)
重度心身障害者(児)医療費助成	317(307)

(2) 自立支援医療機関の指定状況（市内）

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所	計
69(65) 機関	373(376) 機関	43(35) 機関	485(476) 機関

令和5年度主要事業の概要（かつこ内は令和4年度実績）

4 精神障害者交通費助成(精神保健福祉課)

精神障害者保健福祉手帳所持者の生活圏の拡大による社会参加の促進を図るため、1人年間6,000円を上限として、バス・電車の利用実績に応じて助成した。

交付件数	上限額(円)
1,606(1,551)	6,000

5 精神保健福祉相談事業(精神保健福祉課)

(1) 精神保健の向上及び心の健康を維持するため、次のとおり相談事業を実施した。

相談指導(定例)	酒害相談	相談指導(随時)	訪問指導
29(47) 件	5(2) 件	239(89) 件	52(231) 件

6 地域生活支援事業(精神保健福祉課)

市が実施する地域生活支援事業(相談支援事業及び地域活動支援センター事業)を指定管理又は事業者に委託し実施した。

3か所(静岡市支援センターなごやか、静岡市支援センターみらい、はーとばる) ※令和4年度も同様

7 自殺対策事業(精神保健福祉課)

第4期静岡市自殺対策行動計画(令和5年度～6年度)に基づき、自殺対策事業を総合的かつ継続的に実施することによって、自殺者数及び自殺死亡率を減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。

令和5年度は有識者によるアドバイザーボードを開催し、本市の自殺傾向等を調査分析し、課題と対応策を検証した。

	実施回数等	参加者等
自殺対策連絡協議会	1(3) 回	
ゲートキーパー養成研修	8(8) 回	1380(192) 人(職員エスナビ研修含む)
生きる!を支える総合相談会	5(19) 回	相談者数 9(46) 人(延べ)
自殺予防週間に合わせた啓発展示	30(30) 日間	
電話相談支援事業	1(1) 回	静岡いのちの電話に対する補助金
アドバイザーボード	3(-) 回	

事業名 指定難病要支援者証明事業	所属
	保健所総務課
(事業目的) 難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、患者の申請に基づき指定難病に罹患していることを確認し、「登録者証」を交付する。 (事業概要) 難病患者からの申請に基づき、原則としてマイナンバー連携を活用して登録者証を交付する。(希望がある場合には、書面による登録者証の交付にも対応) 登録者証の提示により、障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に難病患者であることの証明として利用することが可能である。 (実績、課題等) 令和6年4月 申請受付開始 7月 マイナポータル連携改修終了 11月 交付開始 11/8現在、申請者21名(審査終了後、順次交付) 本市において、令和5年度末に医療機関に対し文書にて周知、令和6年10月以降に特定医療費(指定難病)受給者に対し受給者証に合わせてチラシ送付による周知を行ったほか、厚生労働省や静岡県などの全国の自治体で周知を行っているが、どの程度認知され、活用されるかが課題である。	

事業名 带状疱疹ワクチン接種費用助成事業	所属
	感染症対策課
(事業目的) 带状疱疹発症率の低減及び重症化の予防を図り、市民の健康寿命の延伸、高額医療費の抑制、生産性損失の減少、不安の解消等につなげるため、带状疱疹ワクチンを接種する市民に対し、接種費用の一部を助成する。 (事業概要) 開始日 令和6年10月1日 助成対象者 带状疱疹不活化ワクチンを接種する50歳以上の市民 助成上限額 接種1回につき10,000円 助成回数 1人あたり生涯2回接種まで 事前申請方法 静岡市ホームページから電子申請 申請書（手書き用）を郵送または感染症対策課窓口で申請 接種想定者数 7,000人(想定助成件数14,000件 7,000人×2回分) (実績、課題等) 申請数 約4,200人（約8,400件：10月30日時点） 課題等 带状疱疹ワクチン接種は、国の専門家会議において定期接種となる方針が決定されているため、市独自の助成制度のあり方を検討する必要がある。（対象年齢、ワクチンの種類など）	

50歳以上の静岡市民のみなさま

令和6年10月1日から

带状疱疹ワクチンの助成制度がはじまります

带状疱疹ってなに？

水ぼうそうと同じウイルスが原因で起きる皮膚の病気で、痛みを伴う赤い発疹と水ぶくれが多く集まって帯状に生じるものです。

感染の初期段階では、皮膚の痛みや違和感、かゆみが現れ、続けて皮膚症状が現れるとピリピリと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合もあります。

発症年齢や原因は？

加齢やストレス、過労などによる免疫力の低下が原因と考えられており、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。

制度概要

対象となる方 → 静岡市に住民票がある**50歳以上**の方

助成対象ワクチン → **不活化ワクチン**
注) 生ワクチンは助成の対象にはなりませんのでご注意ください。

助成金額 → 1回につき**10,000円**
注) 令和6年10月1日以降のワクチン接種が対象です。

助成回数 → **1人あたり 生涯2回接種まで**

ご利用方法



申込方法
・インターネットによる申込 (静岡市ホームページから申込できます)
・郵送・窓口による申込 (右側の申請書に記入し、感染症対策課へ郵送してください。申請書の書き方は、裏面をご覧ください。)



詳細は、随時ホームページでお知らせします

お問い合わせ

静岡市保健所 感染症対策課

静岡市葵区城東町24番 1号 保健所棟 2階

054-249-3152
054-249-3173

土日祝日及び年末年始の開庁日を除く、平日の午前8時30分～午後5時

年 月 日

様式第1号 (第4条関係)
带状疱疹ワクチン接種費用助成金交付申請書 (1回目)

接種者氏名 (田嶋伸)		接種者住所	〒
氏名	フリガナ	住所	〒
生年月日	年 月 日	電話番号	
助成金額		田嶋伸	静岡市

【同意事項】
1 接種日時で、上記の情報に誤りがある場合は、助成を受けられない場合があります。
2 助成対象とならない場合は、接種費用全額を実施医療機関へ支払うこと。
3 本制度の事務処理に必要な程度において、静岡市長が関係機関に上記の情報を提供すること。

医療機関所在地	医療機関名称	代表者職・氏名
接種年月日	使用ワクチン名	Lot No. (ロット番号) (貼付)
年 月 日	ワクチン名	

【実施医療機関記入欄】
上記の助成金の請求、受領について受任します。

年 月 日

様式第2号 (第4条関係)
带状疱疹ワクチン接種費用助成金交付申請書 (2回目)

接種者氏名 (田嶋伸)		接種者住所	〒
氏名	フリガナ	住所	〒
生年月日	年 月 日	電話番号	
助成金額		田嶋伸	静岡市

【同意事項】
1 接種日時で、上記の情報に誤りがある場合は、助成を受けられない場合があります。
2 助成対象とならない場合は、接種費用全額を実施医療機関へ支払うこと。
3 本制度の事務処理に必要な程度において、静岡市長が関係機関に上記の情報を提供すること。

医療機関所在地	医療機関名称	代表者職・氏名
接種年月日	使用ワクチン名	Lot No. (ロット番号) (貼付)
年 月 日	ワクチン名	

【実施医療機関記入欄】
上記の助成金の請求、受領について受任します。

(図表裏面に写し貼ってください。)

(図表裏面に写し貼ってください。)

送付先	住所	氏名	様
下	静岡市	区	

※本表の中のみを記入してください

<申請書について>

- ▶ 申請書の太枠の中、送付先の太枠の中をご記入ください。(太枠は計3ヶ所あります。)
- ▶ 申請書の書き方は、裏面の記入例をご覧ください。
- ▶ 静岡市で、助成の対象者であることを確認した後、約2週間で申請書を返送します。
- ▶ 申請書の「静岡市確認欄」に押印されていることを確認し、接種を受ける際は、この申請書を医療機関へお持ちください。
- ▶ 申請書は、医療機関で切り離しますので、1回目と2回目の申請書は切り離さないでください。

郵送による申込の手順

- ① チラシから申請書を切り離してください。
- ② 右の記入例を参考に**太枠の中のみ**を記入してください。
(太枠は計3カ所あります。)
- ③ 申請書を点線に沿って折ってください。
- ④ 記入した申請書を封筒に入れ、封をしてください。
- ⑤ 封筒に**切手**を貼って、**静岡市保健所感染症対策課 予防接種係**へ郵送してください。

以下を点線で切り取り、
封筒に貼ってご使用いただけます。

〒420-0846
静岡市葵区城東町24番1号
静岡市保健所感染症対策課
予防接種係 行

▶ 記入した申請書を感染症対策課へご提出
いただくと、職員が申請書を確認し、静岡
市確認欄に「**静岡市の確認印**」を押した後、
申請書を被接種者の住所に送付いたします。

▶ 申請書の返送まで要する期間は、申請書
が当課に到着してから**約2週間**です。

▶ **押印された申請書が手元に届いたら、医
療機関を予約してください。**

申請書の書き方（記入例）

申請日は接種当日に記入してください。
事前申込の時は空欄で提出してください。

申請書兼代理受領委任申請書（記入例）

(宛先) 静岡市長

太枠の中のみ、すべての事項を
記入してください。

※太枠の中のみを記入してください

被接種者 (申請者) の情報	〒420-0846 静岡市葵区 城東町 24-1
フリガナ	シズオカ タロウ
氏名	静岡 太郎
生年月日	昭和 49年 10月 1 日
電話番号	123-456-7890

助成金額	円	静岡市 確認欄
------	---	------------

【同意事項】
1 接種日時時点で、上記の情報に誤りがある場合は、助成を受けられ
ない場合があります。
2 助成対象とならない場合は、接種費用全額を実施医療機関へ
支払うこと。
3 本制度の事務処理に必要な限度において、静岡市長が関係
機関に上記の情報を提供すること。

【実施医療機関記入欄】
上記の助成金の請求、受領について受任します。

所在地	医療機関名
受任者	代表者名
接種年月日	使用ワクチン名
年 月 日	ワクチン名
	Lot No. (ロット番号シール貼付)

事業名 新型コロナワクチン定期予防接種事業	所属																		
	感染症対策課																		
(事業目的) 新型コロナウイルス感染症における個人の発病や重症化を予防するため、新型コロナワクチンの定期予防接種を実施する。 (事業概要) <table> <tr> <td>区 分</td><td>B類疾病の定期接種</td></tr> <tr> <td>開始日</td><td>令和6年10月1日</td></tr> <tr> <td>接種期間</td><td>令和6年10月1日～令和7年3月31日</td></tr> <tr> <td>対象者</td><td>①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓、肝臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方</td></tr> <tr> <td>接種費用</td><td>①低所得者世帯（生活保護・市民税非課税世帯） ：無料（全額公費負担） ②課税世帯：自己負担金額3,250円</td></tr> <tr> <td>接種回数</td><td>1人あたり1回</td></tr> <tr> <td>接種想定者数</td><td>約116,000人 （令和5年度高齢者インフルエンザ接種実績を基に算出）</td></tr> </table> (実績、課題等) <table> <tr> <td>接種者数</td><td>10月1日から実施のため、現時点では実績報告なし</td></tr> <tr> <td>課題等</td><td>ワクチン接種に伴う副反応を懸念する方がいるため、ワクチン接種に関する正しい情報を分かりやすく発信していく。</td></tr> </table>		区 分	B類疾病の定期接種	開始日	令和6年10月1日	接種期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	対象者	①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓、肝臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方	接種費用	①低所得者世帯（生活保護・市民税非課税世帯） ：無料（全額公費負担） ②課税世帯：自己負担金額3,250円	接種回数	1人あたり1回	接種想定者数	約116,000人 （令和5年度高齢者インフルエンザ接種実績を基に算出）	接種者数	10月1日から実施のため、現時点では実績報告なし	課題等	ワクチン接種に伴う副反応を懸念する方がいるため、ワクチン接種に関する正しい情報を分かりやすく発信していく。
区 分	B類疾病の定期接種																		
開始日	令和6年10月1日																		
接種期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日																		
対象者	①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓、肝臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方																		
接種費用	①低所得者世帯（生活保護・市民税非課税世帯） ：無料（全額公費負担） ②課税世帯：自己負担金額3,250円																		
接種回数	1人あたり1回																		
接種想定者数	約116,000人 （令和5年度高齢者インフルエンザ接種実績を基に算出）																		
接種者数	10月1日から実施のため、現時点では実績報告なし																		
課題等	ワクチン接種に伴う副反応を懸念する方がいるため、ワクチン接種に関する正しい情報を分かりやすく発信していく。																		

令和6年度 新型コロナ・インフルエンザワクチン定期予防接種のご案内

令和6年度から、新型コロナワクチン接種は**高齢者等を対象とした定期接種**として実施します。
接種を希望する方は期間内での接種をお願いします。

	高齢者インフルエンザワクチン	新型コロナワクチン
対象者	静岡市に住民票がある、次の①または②に該当する方 ①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方	
接種期間	令和6年10月1日(火)～ 令和7年1月31日(金)	令和6年10月1日(火)～ 令和7年3月31日(月)
接種回数	期間内に1回	期間内に1回
実施医療機関	静岡市と契約している医療機関で接種できます。 ▶医療機関によって接種期間は異なりますので、ご注意ください。 ▶事前に接種予約が必要な場合がありますので、実施医療機関に直接お問い合わせください。 ▶実施医療機関の一覧は、市ホームページに掲載しています。 また、各区役所総合案内、長田支所、蒲原支所で配布しています。  ▲市ホームページ	
自己負担額	1,650円	3,250円

接種当日の
持ち物

- 身分証明書(健康保険証、マイナンバーカード等)
- 予防接種の記録(お持ちの方のみ)
- 身体障がい者手帳(対象者②でお持ちの方のみ)

定期接種対象者のうち、次のいずれかに該当する方は、
必要書類を持参していただくことで、接種費用が無料になります。

生活保護受給世帯の方

受給者証など証明できるもの

市民税非課税世帯の方
(世帯員全員が非課税)

次のいずれかのもの

- ▶介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収開始通知書
(令和6年度の保険料区分が第1～3段階であることがわかるもの)
- ▶世帯で一番収入が多い方の令和6年度課税証明書

中国残留邦人支援法による
支援給付を受給している世帯の方

本人確認証

お問い合わせ

静岡市保健所 感染症対策課 静岡市葵区城東町24番1号 保健所棟2階
[電話] (054) 249-3152 / 249-3173 (平日8時30分～午後5時)

高齢者の新型コロナワクチン接種について

～接種前に必ずお読みください～

説明書

予防接種を受ける前に、この説明書をよく読み、予防接種の必要性や副反応について理解してください。

新型コロナウイルスとは

感染者のおもに咳やくしゃみ、会話のときにでるウイルスを含む飛沫や細かい粒子を吸いこんだり、ウイルスが付いた物を触った手で自身の目や鼻、口などの粘膜を触ることで感染します。

新型コロナウイルスワクチンの有効性

新型コロナウイルスの予防接種は、例外的な場合を除き、特に高齢者や基礎疾患などがある成人の方において、コロナウイルス感染による重症化や死亡のリスクを減らす効果があるといわれています。

予防効果が期待できるのは、接種した日からおよそ2週間以降と考えられています。

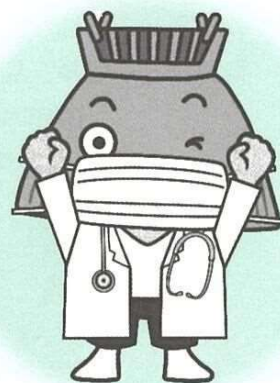
予防接種を受ける前に

予防接種について、気になることや分からないことがあれば、接種を受ける前に医師や看護師、静岡市の担当課に質問しましょう。

十分に納得できない場合には、接種を受けないで下さい。

接種に慎重を要する人もいますので、事前に予診を十分受けてください。

また、予診票は医師が接種の可否を決めるための大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。



予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱（37.5℃以上）がある方
- ②重い急性疾患にかかっている方（急性疾患の種類や症状は、医師が判断します）
- ③ワクチンの成分で激しいアレルギー症状を起こした事がある方
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した方

予防接種を受ける前に担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ①過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ②心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ③過去の予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ④過去にけいれんを起こしたことがある方
- ⑤ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

予防接種を受けたあとは

予防接種を受けた後30分は、急な副反応（本来、意図しない反応）が起こることがあります。医師とすぐ連絡を取れるようにして下さい。また、副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間の体調の変化に注意して下さい。

接種後当日の注意点

- ▶ 激しい運動や、体に負担がかかる重労働は控えてください。
- ▶ 接種直後の排尿は、失神を起こすこともあるため、できるだけ便座に腰かけて行ってください。
- ▶ 乗り物を運転する場合は、その前に十分な休憩（30分以上）をとってください。
- ▶ 接種部位は清潔に保ってください。入浴は問題ありませんが、注射した部分は強くこすらないようにしてください。

裏面もご覧ください

接種後、すぐに現れる可能性がある症状

- アナフィラキシー** 薬や食物が体に入ってから、短時間で起こることのあるアレルギー反応です。じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。血圧低下や意識レベルの低下を伴う場合をアナフィラキシーショックと呼びます。
- 血管迷走神経反射** ワクチン接種に対する緊張や強い痛みをきっかけに、立ち眩みがしたり、血の気が引いて時に気を失うことがあります。横になって休むことで自然に回復していきます。

接種後、数日以内に現れる症状

一般的に現れる症状として、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、悪寒、下痢など様々な症状が現れることがあります。これらの症状の多くは、接種翌日をピークに発現することが多いですが、数日以内に回復していきます。

頻度としてはごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

発現割合	一般的な症状
50%以上	注射部位疼痛、頭痛、疲労、筋肉痛 など
10～50%	腫脹、発赤・紅斑、下痢、関節痛、リンパ節症、発熱、悪寒 など
1～10%	嘔吐、痒痛 など

※接種するワクチンの種類（メーカー）によって症状や発現割合は異なります。

副反応には個人差があります

ワクチンの接種後には、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で様々な症状（副反応）が現れることがあります。この症状には個人差があり、初回接種時より追加接種時に、前回より強い症状が出ないこともあります。症状がないから免疫がつかないというわけではありません。

他の予防接種との接種間隔

新型コロナワクチンの前後に他の予防接種を受ける（予定）場合、接種間隔に制限はありません。ただし、疾患がある方や不安がある方は、事前に医師と十分に相談してください。

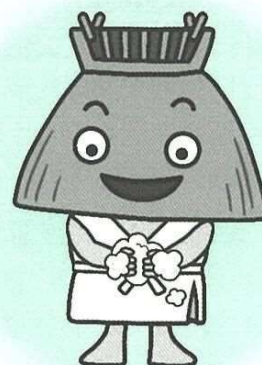
感染予防対策

マスクの着用、石けんでの手洗いや換気などは、基本的な感染対策として引き続き有効です。感染対策の実施については個人の判断に委ねられますが、基本的な感染対策への取り組みをお願いします。

厚生労働省 新型コロナウイルスのページ

キーワードで検索

新型コロナウイルス 厚労省



問い合わせ先

静岡市保健所感染症対策課 静岡市葵区城東町24-1
☎054-249-3152

事業名 静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について	所属
	生活衛生課
(事業目的) 静岡市内で公衆浴場を営業する場合には、公衆浴場法に基づき、本市の条例で定める換気、採光、照明、保温、清潔、衛生及び風紀に関する基準に従う必要がある。 本市では、「静岡市公衆浴場法施行条例」において、公衆浴場の衛生・風紀を良好に保つための基準を定めているが、近年、屋外サウナ（アウトドアサウナ）等が増加するなど、公衆浴場の営業形態や利用者の入浴形態が多様化していることを踏まえ、条例を改正し、基準の一部を緩和する。 (事業概要) 現在、静岡市公衆浴場法施行条例では、着衣の有無にかかわらず外部から見通せない構造を求めるとともに、湯栓の設置を求める規制を設けている。 当該規制のうち、外部から見通せない構造の規制については、浴室は脱衣の状態で見られることが一般的であり、外部から見通せてしまうと風紀上の問題があるという理由で設けた規制であるが、水着その他の衣類を着用する場合であれば当該規制に係る規定を適用しなくとも風紀が保たれると考えられるため、所要の改正を行う。 また、湯栓の設置に関する規制については、利用者が十分に体を洗うためには、水栓だけでなく湯栓も必要であるという理由で衛生のために設けた規制であるが、水栓で体を洗うことが多いサウナ利用に限る場合であれば、当該規制に係る規定を適用しなくとも、衛生が保たれると考えられるため、所要の改正を行う。 (実績、課題等) 条例改正案について関係部局と協議を行った。その後、パブリックコメント（市民意見提出手続）を経て、改正案を11月議会に上程した。改正時期については議決後、公布日施行を予定している。 条例改正後は、規制を緩和したことで衛生・風紀の問題が生じないように運用していく必要がある。	

事業名 たべしず動画を利用した講習会等	所属
	食品衛生課
(事業目的) ① 食品衛生責任者の食品衛生についての知識向上のために、コロナ禍以前は、許可更新のタイミングに、対面で<u>実務講習会</u>を実施していたが、その受講率の低下が課題となっていた。 そこで、実務講習会の動画配信により受講率の向上を目指している。 ② 営業者向けの食品衛生についての知識だけでなく、食中毒についての<u>分かりやすい動画</u>を配信することで、市民の食中毒予防に対する関心や、衛生意識の向上を目指している。 (事業概要) ① 実務講習会は、手洗いの仕方といった基本的なことから、最新の食中毒事件の動向などの食品衛生についての知識を、食品衛生責任者に身に付けてもらうためのもので、食品衛生法施行規則により努力義務となっている。令和6年度から、食品衛生責任者の都合のいい時間・場所で受講できる<u>オンデマンド実務講習会</u>を導入した。修了者は LoGo フォームで小テストを受け、申請を行うことで修了証を入手することができる。実務講習会の案内は、許可更新のタイミングにチラシを配布することで行っている。 ② これまで配信してきた食中毒や申請手続の方法などの動画に加えて、令和6年度は、より市民の関心を高めようと、JAXA の宇宙食担当とのコラボ動画「JAXA に聞いてみた！ HACCP ってなんだ」を配信した。市長定例記者会見で発表するとともに、営業者向けの衛生講習会や、小学校の食の安全教室の機会にチラシの配布を行うことで周知を図った。 (実績、課題等) ① 9月26日現在 実務講習会の視聴回数：948回 LoGo フォームの修了証申請者数：66人 許可更新施設 6月 247件、9月 248件 合計 495件 (今後の予定：12月 約247件、3月 約250件) ※対面開催時：平成29年から令和元年の参加人数平均 114人 ② 9月23日現在 JAXA 動画の視聴回数：613回 たべしず動画全体の視聴回数：15,707回 ※令和5年度のたべしず動画視聴回数：32,855回	

事業名 精神科病院における虐待通報対応業務	所属												
	精神保健福祉課												
(事業目的) 精神保健福祉法の改正により、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設、虐待通報が義務化された（令和6年4月1日施行）。入院患者の権利を擁護すると共に、精神科病院における虐待の防止を図る。 (事業概要) 1 通報受理から事実確認（電話や訪問等）、虐待（疑い含む）判断の実施 2 以下、必要に応じて対応 （1）担当部局会議の招集・開催（虐待の疑い事案の初期対応を検討） （2）精神科病院への報告徴収等 ①病院管理者に対して事実確認、書類確認等 ②市が指定する精神保健指定医による事実確認（関係者への聴取、患者の診察） （3）虐待対応ケース会議の開催（虐待疑い事案の今後の支援方針を決定） （4）精神科病院に対する改善命令等 （5）虐待状況等の公表 3 虐待以外の対応（不満や苦情等への対応） 4 その他（調査。研究） (実績、課題等) 【実績】 (R6. 4. 1～9. 31 現在) 1 通報件数：10 件（実人数：8 人）→ 虐待（疑い含む）認定：0 件 2 通報者の種別：入院患者本人：10 件 3 医療機関別通報数：精神科病院 4 病院（A：6 件、B：1 件、C：1 件、D：1 件） 不確か情報：1 件 4 通報者の訴えの種類（件数） <table><tr><td>身体</td><td>性的</td><td>心理</td><td>放棄放置</td><td>経済</td><td>その他</td></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr></table> 【課題】 ・虐待としての通報を受理するが、通報者（入院患者）からの入院生活に関する苦情や処遇改善要求が主となっている。この場合、精神科病院や処遇改善要求担当課との連絡調整を実施している。 ・国の事務取扱要領による対応となっているが、通報内容の事実確認方法（訪問による確認の要否）や通報者へのフィードバック（判断結果説明の要否）等についての判断が難しい。対応状況等について静岡県等と共有をしている。		身体	性的	心理	放棄放置	経済	その他	2	2	7	3	2	1
身体	性的	心理	放棄放置	経済	その他								
2	2	7	3	2	1								

事業名 入院者訪問支援事業	所属
	精神保健福祉課
(事業目的) 権利擁護の観点から、主に外部との交流が途絶えがちな市長同意による精神科病院の医療保護入院者に対し、求めに応じて入院者訪問支援員を派遣する。入院者訪問支援員が、誠実かつ熱心に話を聞き、入院中の生活に関する相談、必要な情報提供を行うことで、入院者の孤独感の緩和や自己肯定感の回復等が期待されている。 (事業概要) 1 入院者訪問支援員養成研修の実施 2 入院者訪問支援員の派遣 3 円滑な事業運営のための、実務者会議、推進会議の実施 (実績、課題等) 1 入院者訪問支援員養成研修（静岡県・浜松市と合同実施） ・令和6年 7月29日 68人の参加 ・令和6年10月28日 67人の参加 2 入院者訪問支援員の派遣 3名から利用希望があり、入院者訪問支援員（2人1組）を派遣。 派遣延べ回数：6回 3 円滑な事業運営のための会議 (1) 実務者会議 令和6年9月5日に実施 (2) 推進会議（静岡県・浜松市と合同実施） 令和6年9月30日に実施	



静岡市 食の安全対策推進事業
YouTube たべしず動画

スペシャル企画

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

じゃくさ

JAXAに聞いてみた!

は さ っ ぶ

HACCPってなんだ?



スマホで見てね。
(通信料はご負担ください。)



たべしず



ウェブで検索

令和3年から、原則、食品事業者は、「HACCPに沿った衛生管理」に取り組むことになりました。

HACCPってなに? HACCPって難しそう! HACCPをやるメリットは?

HACCPは「古くて新しい」考え方で、歴史を紐解くと1960年代のNASAのアポロ計画と関係があります。

HACCPは、我々、消費者にとっても大きなメリットが!

多くの方にHACCPを知っていただき、食品事業者の取り組みにエールを送りましょう。

「宇宙」と「食の安全」の 意外な関係とは?

■ 本編動画 約10分間

■ ショート動画 全11回

- 宇宙飛行士ってどんなものを食べているの?
- 宇宙飛行士が食中毒?!
- HACCPってなんだ?
- HACCPでどうなる?
- HACCP制度スタート!
- HACCPの考え方
- HACCP制度の趣旨
- 食品事業者にエールを!

重要!

宇宙飛行士の栄養管理って どうしているの?

■ 本編動画 約5分間

- 特殊な環境における栄養管理とは?

JAXAの宇宙食担当

あかさか けんいち
赤坂 憲一さん

宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門



「静岡市感染症対策計画」の中間案について、静岡市市民参画の推進に関する条例に基づき、市民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施しました。

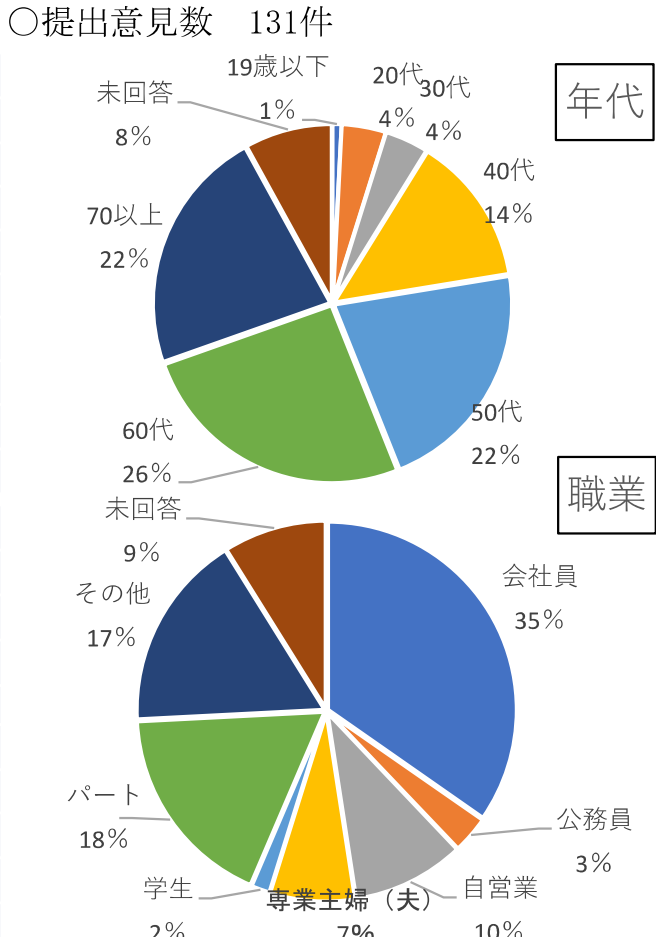
1 実施概要

- 実施期間 令和6年1月18日（木）～2月19日（月）
- 周知方法 静岡市保健所 保健予防課、各区の市政情報コーナー
保健所清水支所、各保健福祉センター
市HPへの掲載、報道機関への情報提供
市内医師会、高齢者施設、障害者施設 等
- 提出方法 郵送、FAX、持参、電子申請

2 実施結果

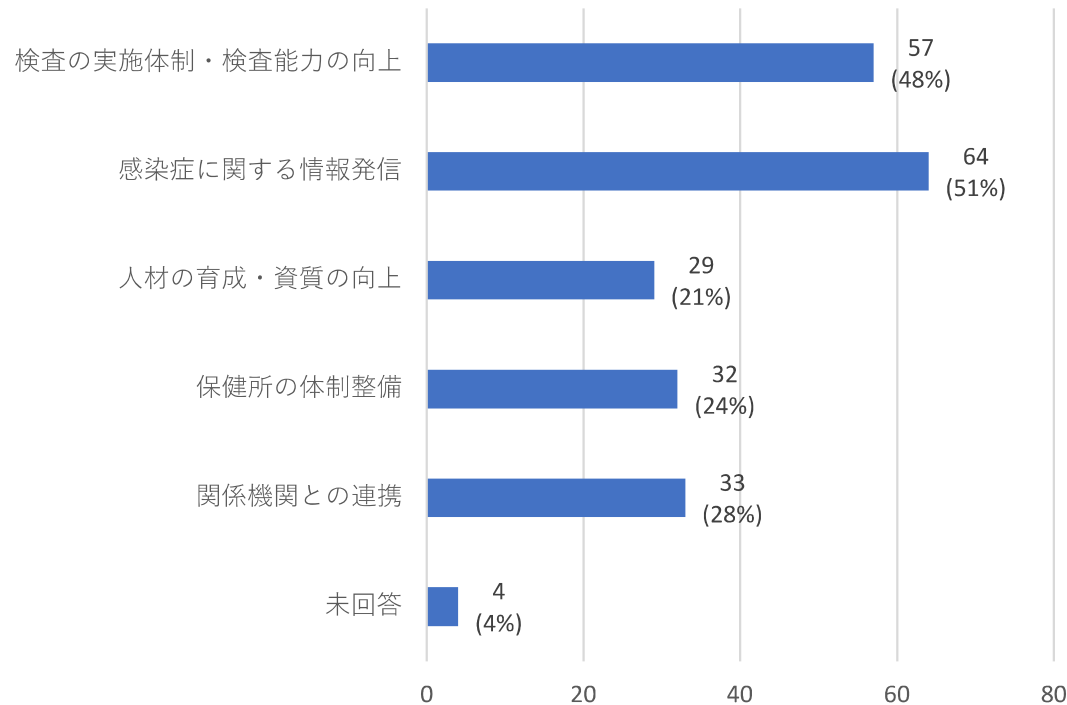
○提出人数	125人
年齢	(人)
19歳以下	1
20代	5
30代	5
40代	17
50代	27
60代	32
70歳以上	28
未回答	10
合計	125

職業	(人)
会社員	44
公務員	4
自営業	12
専業主婦（夫）	9
学生	2
パート・アルバイト	22
その他	21
未回答	11
合計	125



3 ご意見

○問1 感染症に備えるために、静岡市はどういったことに力を入れたらよいと思いますか。（○は2つまで）



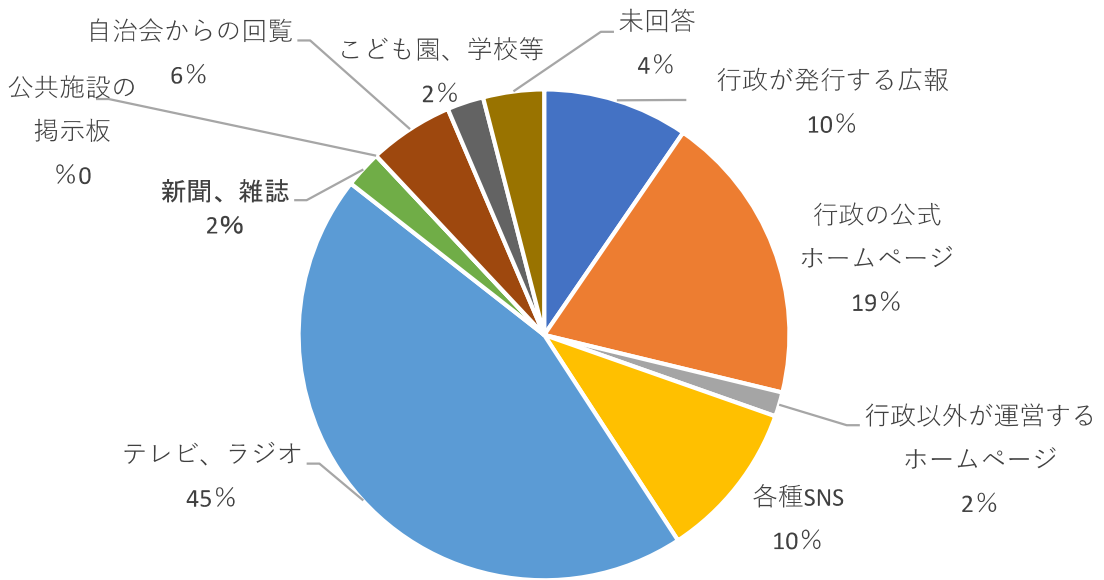
感染症に備えるために、静岡市はどういったことに力を入れたらよいかについては、「感染症に関する情報発信」が最も多く、次いで「検査の実施体制・検査能力の向上」でした。

このため、平時からホームページやSNSによる感染症に関する情報提供体制を整備し、市民の皆さんへ感染症に関する情報を随時提供するとともに、有事の際にはこれらを活用して必要な情報を届けられるように取り組んでいきます。

また、未知の感染症の疑い事例があったときに、既知の感染症について一斉分析を実施することによって区別し、迅速に必要な検査に繋げるようにするなど、新たな感染症に備えた検査体制を構築し、初期対応に備えていきます。

問2 行政が感染症に関する情報を提供する場合に、最も効果的だと考えるものを1つ選んで○を付けてください。

	件
行政が発行する広報	12
行政の公式ホームページ	24
行政以外が運営するホームページへの掲載、リンク	2
各種SNSへの公式アカウントからの投稿	13
テレビ、ラジオ	56
新聞、雑誌	3
公共施設に設置されている掲示板	0
自治会からの回覧	7
こども園、学校等からのお知らせ	3
未回答	5
合計	125



行政が感染症に関する情報を提供する場合に、最も効果的だと考えるものとしては、「テレビ、ラジオ」が最も多く、次いで「行政の公式ホームページ」でした。SNSによる行政からの情報提供も増えてきましたが、テレビ等による情報提供が依然として大きな影響力を持っていることが確認できました。今後も報道機関に対して的確に情報提供していきます。また、年代層によって適した情報提供方法が異なることも考えられるため、今後は様々な情報提供手段を併用して取り組んでいきます。

問3 その他のご意見・ご提案をご自由にお書きください。

分野ごとの意見	件
対策に当たっての基本方針	1
関係機関の役割及び市民や医師等の役割	5
発生前及び発生後の対策	12
感染症に係る医療提供体制及び感染症患者の移送体制	1
体制確保に係る数値目標	1
国・県・他県等及び関係機関との連携協力の推進	1
感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	12
その他	6
合計	39

対応方針	(件)
反映済み	16
今後の参考	17
反映しない	3
その他	3
合計	39

※問3が無記入の方がいるため提出人数と一致しない。

主な意見

分野	主な意見	市の考え	
発生前及び発生後の対策	感染数を伝えることは大切だが、どのような環境で何名感染したのか、分かりやすく伝えてほしい。	報道機関やホームページ等により、市民へ情報提供していきます。	反映済み
感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	感染者数や病院等の施設でのクラスターを発表は、一般市民にとっては、不安をあおることであり、何も意味を成さないと感じる。	不安により差別や誹謗中傷がないよう適切な情報の公表を行っていきます。	反映済み
感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	年齢によって情報を得る方法が異なるので、SNSだけでなくテレビ等のメディアの活用も必要だと思う。	報道機関やホームページ、SNS等の様々なメディアにより市民へ情報提供していきます。	反映済み

平時と有事における情報発信について、最も多くのご意見をいただき、患者数などの感染状況や注意する点など様々な事項について情報提供してほしい旨、不安を煽る情報への懸念、情報提供手段等についてご意見がありました。感染症に関する情報提供については、誹謗中傷や個人の人權等に配慮しつつ、積極的に取り組んでいきます。

分野	主なご意見	件数	対応方針	
感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	次のような情報を発信してほしい。 ・具体的にはどうすべきか、何日の隔離が必要か ・感染者数の（ある程度）細かな情報は必要 ・今どんな症状が一番注意すべきか、どの様なものが流行しているか ・感染症の現状 ・適切な場所で検査を受けること	5	報道機関への情報提供や、ホームページ等により、市民へ情報提供していきます。	反映済み
	年齢によって情報を得る方法が異なるので、SNSだけでなくテレビ等のメディアの活用も必要だと思う。	2	報道機関やホームページ、SNS等の様々なメディアにより市民へ情報提供していきます。	反映済み
	多くの住民が情報を得ることができるようにするには、やはりメディアの影響力に頼るのが良いのではないか。	1	新聞、テレビ等の報道機関に対して的確な情報提供と密接な連携を図っていきます。	反映済み
	感染者数や病院等の施設でのクラスターの発表は、一般市民にとっては、不安をあおることであり、何も意味を成さないと感じる。	1	不安により差別や誹謗中傷がないよう適切な情報の公表を行っています。	反映済み
	一つの情報が一般的との表現をしない	1	正確な情報を誤解のないのいよう市民へ情報提供していきます。	反映済み
	コロナ後遺症についてもっと情報を発信して欲しい	1	感染症に依じて、後遺症を含めた情報提供に努めます。	反映済み
	感染者数や感染状況等の情報だけでなく、初期対応やその後中期、長期にわたり施設内での対応方法について、県として統一方法を提示してほしい。	1	今後静岡県と連携していく中で参考とさせていただきます。	今後の参考
発生前及び発生後の対策	検査場所と混雑状況の情報提供、発信。	1	公表可能な場所と不可能な場所があるため、どのように提供するか、今後の検討の参考とさせていただきます。	今後の参考
	感染数を伝えることは大切だが、どのような環境で何名感染したのか、分かりやすく伝えてほしい。	1	報道機関やホームページ等により、市民へ情報提供していきます。	反映済み
	システムを構築し、AIも活用できるよう人材を育成し、専門家や若い人の意見を取り入れていくべき	1	ICTの活用などによる業務の効率化を進めていきます。また、AIについてはどのように活用していけるか今後の参考とさせていただきます。	今後の参考
	感染担当者だけでなく、その他の一般の人にも情報の共有をしてほしい	1	個人情報の保護に留意しつつ、市民へ情報提供していきます。	反映済み
	予防接種について、無料又は有料でも安くしてほしい。 予防接種を希望した際、申し込みができなかった。又、接種会場の情報も不足していて、状況が伝わってこなかった。	2	今後の予防接種において参考とさせていただきます。	今後の参考
	市保健所の役割、体制を確保する重要性は記載されている通りだと認識できた。市民目線からすると、これまでの感染症の対応をしてきた中で、行政に求められた事項が確実に実行されたかどうかの分析や課題、問題点を詳細に公表しても良いのではないか。計画案でも、「一元管理される体制を構築する」、「人材活用、体制整備、外部委託等々」の取り組むことが記載あり、言い換えれば出来なかった点を構築すると捉えます。人口減少で保健所でもＩＴによる情報収集やAI分析等の効率化を進めないと、結果的に俗人的依存の対応が継続します。業務に精通、保険医療に精通するスペシャリトの育成に焦点をあて、高齢化する職員の後継者育成に力を注ぐのも良いのではないか。	1	新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、ICT等の活用による業務の効率化、専門職等の職員の研修・訓練による資質の向上に努めていきます。また、対応の課題や問題点については、市民や関係機関へのアンケート等を基に分析し、公表等を検討していきます。	反映済み
	次に感染症が流行して、PCRセンターを設置する場合には、駿府城公園に設置し、車をドンドン来れるようにして欲しい。	1	設置が可能な場所かどうか、今後の検討の参考とさせていただきます。	今後の参考
	コロナの時に対応が後手後手になり、病院での対応が困難。	1	今後の対応の参考とさせていただきます。	今後の参考
	感染対策物品の提供。 必要な時に平等に提供してほしい。	2	今後静岡県と連携していく中で参考とさせていただきます。	今後の参考 今後の参考
	ワクチンの健康被害を市民の経過から見るのではなく、厚生労働省の職員、市の保健所の職員の9割以上が接種して、安全性を確認しながら行い、接種は任意で未接種者への風評を無くす。	1	今後の参考とさせていただきます。	今後の参考

国・県・他県等及び関係機関との連携協力の推進	休みもなく、家庭生活もままならないようなので、医療機関や関係者へのフォローが必要	1	参考とさせていただきます。	今後の参考
感染症に係る医療提供体制及び感染症患者の移送体制の確保	急性期病院と感染症病院など専門性に基づいた役割分担をしてほしい	1	今後静岡県と連携していく中で参考とさせていただきます。	今後の参考
関係機関の役割及び市民や医師等の役割	感染症に対する知識とか、具体的な予防とか、曖昧過ぎる。「感染症に対する市からの発信等の情報を広報誌またはテレビやラジオなどで目にしたら注意を怠らず感染予防に努める」程度ではないか。	1	第1章総論では、基本的な方向性として概念的な事項を記載し、第2章各論において、感染症発生時の市民への情報提供や啓発等について記載しています。	反映済み
	感染症は食事からや接触なども考えられることから、そのような業種（飲食または給食・弁当などの業者等）広く市民とするのではなく、業者についても記載したほうがいい	1	3 医師等の果たすべき役割において、企業等の役割を記載しています。第2章各論において、飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防及び発生時の対応について記載しています。	反映済み
	医療機関内での情報共有が必要	1	今後の施設等へ調査・指導時の参考とさせていただきます。	今後の参考
	当施設は、障害者支援施設で障害特性上、感染対策等の協力を得にくい利用者さんが多く生活している入所施設です。COVID-19の感染拡大で自粛を余儀なくされて、数年経った今では世間的には緩くなった自粛をいまだに完全に緩める事ができずにいます。それは施設内で1例でも発生すると一気に拡がってしまうリスクは数年前から変わっていない為です。そのため、障害者支援施設は今後も継続的に一般市民よりある程度高い水準での感染拡大予防対策が必要と感じております。 具体的には、 ①集団免疫を獲得して重症化や大規模クラスター感染を防ぐ為に、定期的な予防接種の実施継続 ②職員、入所様様の体調不良時に感染対策の初動を早めるために施設全体をスクリーニングできる位の量の「抗原検査キット」などの提供 ③感染対策用品等の入手が病院優先になり一時期困難だったことがあったため、福祉施設にも必要な時に迅速に購入ができるような仕組み ④重症化する可能性がある利用者が入所しているということを市や病院が把握し、入院が必要なくらい状態が悪くなった際に確実に医療につなげられるような仕組み ⑤治療薬の使用についてハードルを下げて、入所施設等でクラスター防止のために予防投与できるような仕組み ⑥市中感染の状況から感染拡大防止目的での短期入所サービスや通所サービス等の自粛における収入減への救済措置 ⑦既存施設の感染症対策のための工事や増改築への支援(空調設備、網戸の設置、陰圧装置、隔離用居室、備蓄品倉庫等) ⑧介護保険施設が様々な対策が先に出て、障害者向けはその提供に時間差があるため、同じタイミングで高齢者も障害者も支援してもらいたい。 感染症が施設内に持ち込まれない様にするために水際対策をしつつ、感染拡大が起きないような対策をすすめていくために、ぜひ引き続きの支援をお願いしたいです。	1	今後の対応の参考とさせていただきます。	今後の参考
	変えたり足したりしてほしい文言 ・「2 市民の果たすべき役割 市民は、感染症に関する《トル→正しい》知識を持ち、その予防に必要な注意を払うことにより自ら予防に努めなければならない。 また、感染症の患者等《をはじめとしたすべての市民》について、偏見や差別をもって患者等《をはじめとしたすべての市民》の人権が損なわれることのないようにしなければならない。」（第1章 II 2） ・「（2）病院、診療所、社会福祉施設、学校及び企業等の開設者等の役割 病院、診療所、社会福祉施設、学校及び企業等の開設者及び管理者等は、施設における感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 《また、その際にはすべての市民の人権が損なわれることのないようにしなければならない。》」（第1章 II 3）	1	人権の尊重については、第1章で包括的に記載しています。 記載事項については、県の予防計画と整合性をとりながら策定していきます。 ご意見は参考とさせていただきます。	今後の参考

対策に当たっての基本方針	変えたり足したりしてほしい文言 ・「今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより、『個人の意思や人権を尊重しながら』社会全体の予防を推進していく。」（第1章 12） ・「加えて、数値目標について進捗確認も毎年実施し、関係機関が一体となって平時より感染症の発生及びまん延を『個人の意思や人権を尊重しながら』防止していくための取組を協議する。」（第1章 14 （1）） ・「（2）静岡市感染症対策協議会 感染症に関し優れた識見を有する者、市内の病院を代表する者、市内の医師会を代表する者、『人権・倫理に関し優れた識見を有する者、』市民で構成される市感染症対策協議会において、市予防計画の作成及び実施の推進について協議するとともに、市予防計画に基づく数値目標の達成情報の共有を含む取組状況を毎年報告し、より実効性の高い計画策定及び推進に努める。」（第1章 14 （2）） ・「5 人権の尊重」（第1章 15）※5から1に順位を上げる ・「（1）感染症の予防と患者等『をはじめとしたすべての市民』の人権の尊重との両立 感染症の予防と患者等『をはじめとしたすべての市民』の人権の尊重の両立を基本とする観点から、感染症対策に関する議論の段階から患者『等をはじめとしたすべての市民』の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できる環境の整備を図る。」（第1章 15）※5から1に順位を上げる ・「（2）患者等『をはじめとしたすべての市民』の個人情報の保護と《トル→正しい》知識の普及 感染症に関する個人情報の保護には十分留意する。 また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて『多様性を守りながら』《トル→正しい》知識の普及啓発に努める。」（第1章 15）※5から1に順位を上げる	1	人権の尊重については、第 1 章で包括的に記載しています。 記載事項については、県の予防計画と整合性をとりながら策定していきます。 ご意見は参考とさせていただきます。	今後の参考
体制確保に係る数値目標	変えたり足したりしてほしい文言 ・「（3）一定期間の経過後 感染症指定医療機関に加え、感染症指定医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（公的医療機関以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。）も中心となった対応とし、その後三か月程度を目標に、順次速やかに、県と医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応する。 《感染期においては現行の行動計画を活かして、外来は一般診療に移行し、感染症法に基づく患者の入院措置は中止し、原則として一般の医療機関において患者の診療を行う体制に移行する。》」（第1章 III 3）	1	感染症法に基づき対応していきます。 記載事項については、国の指針及び県計画と整合性をとりながら策定していきます。	反映しない
その他	後遺症は自費での治療も多く、金銭的にもかなり困窮している。	1	現在、後遺症への経済的なサポート等は実施していませんが、国・県の動向の把握に努めていきます。	その他
	補助金であったり、何かしらの生活のサポートをしていただけないかと思う。			
	5類になって以降、忘れられているような後遺症症状のある人へのサポート等を検討してほしい。			
	予算をしっかりとつけて下さい。	1	国・県の動向を踏まえ、対応していきます。	その他
	起案自体がナンセンスの極み。			
	静岡市民に資する、生産性のある、本件以外の未来志向の話始めるのが筋だ。	1	改正感染症法により策定が義務付けられているため、国の示す基本指針、県の予防計画と整合性をとりつつ計画を策定していきます。	反映しない
	概念的な記載で、罰則もない。	1	第 1 章では、基本的な方向性として概念的な事項を記載をしてあります。	反映しない
			感染症法に基づく計画であり、罰則を設ける考えはありません。罰則については感染症法により対応します。	

	行政による介入は善とは限らず、混乱の元となることも念頭において、方針の策定に当たってほしい。	1	改正感染症法に基づき、国の示す基本指針、県の予防計画と整合性をとりつつ計画を策定していきます。ご意見は参考とさせていただきます。	今後の参考
	コロナ禍の3年間で学んだことは、呼吸器系感染症ウイルスの蔓延を人間の力で防ぐことは不可能だということ。ウイルスは台風や地震と同じ自然現象だ。 我々は感染症予防をするためだけに生きている訳ではない。予防のために日常生活を犠牲にしたくない人も多い。 自治体に求めたいものは新型コロナ前の普通の日常を取り戻すこと。 医療機関の過剰で行き過ぎた感染対策は是正してもらいたい。	1	ご意見として承ります。	その他